

## 大阪府住宅供給公社 情報セキュリティ対応指針

### 1 目的

この対応指針は、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）が取り扱うコンピュータ、情報システム、ネットワーク及びこれらで取り扱うデータ（以下「情報資産」という。）について、情報セキュリティを確保するための基本的な考え方を定めるものである。公社は、本対応指針に基づき情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することにより、安定的かつ適正な業務運営を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この対応指針は、公社の業務に従事する役職員（非常勤職員を含む。）及び、公社の情報資産を取り扱う委託先等に適用する。

### 3 法令等の遵守

公社は、個人情報の保護に関する法令、大阪府の関連条例及びその他の関係法令並びにガイドラインを遵守するとともに、本対応指針に基づき定める各種規程等を遵守し、情報資産の適正な取扱いに努める。

### 4 情報資産に対するリスク認識

公社は、情報資産に対するリスクとして、次のような事態が発生し得ることを認識し、適切な対策を講じる。

- (1) 不正アクセス又は不正操作による、データ及びプログラムの持出し、盗聴、改ざん、消去、機器又は媒体の盗難等
- (2) 職員又は外部委託者の誤操作若しくは不正行為による情報漏えい、改ざん等
- (3) 地震、火災等の災害、事故又は故障等による業務の停止、情報資産の喪失又は損壊等

### 5 情報セキュリティ対策の対応指針

公社は、前項のリスクから情報資産を保護するため、次の区分により総合的な対策を実施する。

- (1) 物理的セキュリティ対策  
情報通信機器及び記録媒体を、不正な立入り、盗難又は損傷等から保護するため、施設整備、入退室管理及び保管方法の工夫等の対策を講じる。
- (2) 人的セキュリティ対策  
情報セキュリティに関する権限及び責任を明確にするとともに、職員等に対する研修、啓発及び周知徹底を行い、ルール違反に対して必要な措置を講じる。
- (3) 技術的セキュリティ対策  
アクセス制御、認証、ウイルス対策ソフト及びファイアウォールの導入並びにログの取得及び確認等の技術的手段により、不正アクセス及び情報漏えい等を防止する。
- (4) 運用面でのセキュリティ対策  
システムの運用及び保守並びにバックアップを計画的かつ継続的に実施し、障害又は災害時に迅速な復旧ができるよう体制及び手順を整備する。また、情報セキュリティに関する記録を適切に作成し、保存するとともに、必要に応じて監査及び点検を行う。
- (5) 外部委託先の管理

情報システムの開発及び保守等を外部に委託する場合には、契約等を通じて、本対応指針と同等以上の情報セキュリティ対策を求め、適切な管理を行う。

## 6 組織体制と役割

公社は、情報セキュリティの推進体制を整備し、情報セキュリティ全般に関する責任及び権限を明確にする。

- ・情報セキュリティに関する全体的な方針の策定及び見直し並びに取組状況の把握等を行う責任者を設置する。
- ・情報資産ごとに管理責任者を定め、日常的な管理及び点検並びに職員への指導を行う。
- ・情報資産を利用するすべての者は、この対応指針及び関連規定を理解し、遵守する責務を負う。

## 7 事故発生時の対応

公社は、情報セキュリティに関する事故又はそのおそれがある事態が発生した場合には、被害の拡大防止、原因の究明及び再発防止の観点から、迅速かつ適切に対応する。

必要に応じて、関係機関への報告及び利用者への情報提供を行うとともに、再発防止策を講じる。

## 8 継続的改善

公社は、社会情勢及び技術動向並びに関係法令の改正等を踏まえ、情報セキュリティに関する取組状況を定期的に点検し、この対応指針及び関連規程の見直しを行うことにより、情報セキュリティの継続的な改善に努める。

## 9 問い合わせ

公社の情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、公社ホームページに掲載する「お問い合わせ」まで連絡するものとする。